

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

「消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件の一部を改正する件」等の公布について

「消防法施行規則第三十一条の六第七項第六号の期間を定める件の一部を改正する件」(令和2年消防庁告示第12号)、「消防法施行規則第四条の二の四第五項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部を改正する件」(令和2年消防庁告示第13号)及び「消防法施行規則第五十一条の十二第四項第六号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部を改正する件」(令和2年消防庁告示第14号)が、令和2年10月1日に公布されました。

本告示は、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者及び防災管理点検資格者が受講することとされている再講習(以下「再講習」という。)について、新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定するものをいい、同法附則第1条の2第1項の規定により新型インフルエンザ等とみなされる新型コロナウイルス感染症を含む。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響により、登録講習機関の講習が十分に実施されていない場合における、当該再講習の受講期間の再延長に係る規定を定めるものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

次の表のとおり、下記の各講習の受講期間の再延長に係る規定を定めたこと。

対象となる講習	対象・期間	関係法令
消防設備点検資格者再講習	【再延長が認められる場合】 各告示に基づき、再講習の受講期間が1年間延長されている場合において、新型インフルエンザ等及びそのまん延防止のための措置の影響により、登録講習機関の講習が十分に実施されておらず、延長後の期間内に免状の交付を受けることが著しく困難であると登録講習機関が認めるとき	平成12年消防庁告示第14号
防火対象物点検資格者再講習		平成14年消防庁告示第9号
防災管理点検資格者再講習	【期間】 延長後の期間を更に1年間延長する。	平成20年消防庁告示第20号

第二 附則に関する事項

これらの告示は、令和2年11月1日から施行することとしたこと。

(連絡先)
消防庁予防課
担当：桑折課長補佐、五味
TEL 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533